

国際・国内動向

フランスの教員の労働時間と 給与はヨーロッパの平均値—『ル・モンド』より

ベアトリス・ギュリ
(草間 輝子訳)

フランス文部省では欧州連合加盟国で働く450万人の教員の労働時間と給与について比較研究調査を行った。フランスの教員は優遇も、冷遇もされていない。

フランスではリセ¹⁾の改革計画の中で、教員の労働時間が検討されている。この時点で、文部省が行ったこの調査は、ヨーロッパの一部の国々では、教員の公務としての労働時間の中に、打ち合わせや生徒、その家族との面談などに当てられる時間が算入されていることが判明した。この比較調査でフランスの教員が給与、労働時間、ともにヨーロッパの平均的位置を占めていることがわかった。フランスでは、準備、採点、打ち合わせなどに当てられる時間は、授業時間の1時間に相当すると算定される。初等教育の場では、フランスの教員の労働時間はヨーロッパの平均より長い、給与の面では高い昇給率を享受している。中等教育の労働時間では、ほぼ同じ給料のヨーロッパ諸国の同僚より短い。

ヨーロッパで教鞭を執るとして、ある国では快適だが、他の国ではそうとはいえない。450万人の教員が働く欧州連合加盟国では国によって労働時間や給与に著しい格差があることがその理由だ。文部省は3月19日付の非公開文書の中で、OECDとヨーロッパ共同体が発表した数字に基づいて、非常に示唆に富む比較研究をしている。調査は国際交流・協力派遣代表団によって行われ、同時にリセの改革計画の中で教員の労働時間変更が検討されていた。

まず、2つの国家群に大別される。その1つは、これが大多数なのだが、フランス、ベルギー、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルグなど、授業時間だけを制定している国々のグループ、もう一方は、労働協約の中に教育活動、すなわち、すべての国の

ヨーロッパにおける教員の給与と労働時間

(1995年)

初等教育過程

イギリス	学校長が決定する 不明	約32時間30分
ドイツ	26~28時間 (1) 170,350フラン	
デンマーク	25時間 144,950フラン	25時間
スペイン	25時間 140,100フラン	30時間~37時間30分
ベルギー	23時間20分 133,000フラン	26時間
フランス	26時間 127,700フラン	27時間
イタリア	18時間 106,400フラン	22時間
ギリシャ	18時間45分 82,100フラン	27時間30分

中等教育過程 (後期)

イギリス	学校長が決定する ? 不明	約32時間30分
ドイツ	23~27時間 (1) 198,450フラン	
デンマーク	25時間 186,650フラン	25時間
ベルギー	20~22時間 (1) 181,750フラン	
スペイン	18時間 161,450フラン	30~37時間30分
フランス	15~18時間 (1) 141,050フラン	
イタリア	18時間 120,450フラン	22時間
ギリシャ	13~15時間45分 82,100フラン	18時間30分~30時間

授業時間 準備 週労働時間
15年勤続後の教員の年収

教育時間と労働時間とは別のものである。労働時間には授業時間のほかに、準備、採点、打ち合わせ、家族との面談に当てられる時間が含まれる。労働週数は36~52週で、これは国によって異なる。授業週数は35~40週となっている。フランスでは15年の職歴を持つ教員の給料は1人当たり国内総生産の1.3倍(小学校)、1.4倍(中学校)で、これはOECD諸国の中で中位を占めている。

(1) 授業の準備時間は不定

資料出所：各国文部省、各国大使館、欧州連合、OECD

教員に課せられる仕事：準備、採点、研修、生徒・家族との面談、職員会議などに当てられる時間を明記している国々のグループである。

この2番目の、法規制の進んだ国々のグループにはギリシャ、スペイン、イタリア、それにオランダなどがあり、授業以外で行われる教育活動の割合は国によって異なる。例えばスペインとオーストリアの場合は、初等教育で33～40%、中等教育では40～50%とされている。イングランド、ウェールズ地方、及び北アイルランドでは、授業時間とその他の教育活動に使われる時間の割合が学校長によって決められている。

フランスでは授業時間だけを計算に入れる。特に中等教育では、準備、採点、打ち合わせなどに当てる時間は授業1時間に相当すると見なされている。つまり、中等教員の場合は週18時間の法定授業時間に対して36時間となる。(上級教員の週授業時間は15時間)。小学校では、週27時間のうち、26時間が実際の授業時間で、残りの1時間は職員会議などに当てられている。

年収 127,700フラン

フランスの小学校はまた、教員にとって、教育時間が最も長い国の1つである。年間教育時間が、ギリシャで656時間、デンマークで750時間、イタリアで748時間であるのに対して、フランスでは910時間である。これに反して、労働時間に関しては、デンマーク1,680時間、オランダ1,520時間、スペイン1,537時間である。このうち、オランダとスペインの2カ国では、週労働時間は37時間か38時間である。では、これらの国の教員は長い労働時間に見合う高い給与を支給されているのであろうか？ フランス・フランに換算すると、彼らの給与はヨーロッパ中で最も高いとはいえない。職歴15年の教員では、オランダの小学校教員は年収138,900フラン、スペインでは140,100フラン、デンマークでは144,950フランである。彼らの給与はドイツの教員の年収170,350フラン、アイルランドの年収167,350フランより低い。その他のすべての国より高い。この中に含まれるフランスでは、職歴15年の小学校教員の年収は平均127,700フランである。

しかし、よく考えてみると、フランスの小学校教員は最も不運な人びとだとはいえない。なぜなら着任後定年退職するまでに87%もの高い昇給率を経験するからである。このような教職に引き続き在職することで、彼らは年金生活に入る直前には調査の対象となった約15カ国の中で第5位を占めることとなる。ドイツの小学校教員は初任給、退職時給与、ともにヨーロッパ中で最高額を支給されている。その初任給は年収134,000フランであり、119,450フランではじまるスペインの教員よりはるかに高給である。一方、フランスでは94,550フランと下回っている。オーストリアでは能力を認められた老練な教員は初任教員の2倍の給与となっている。さらにこの国のリセでは、その差はもっと大きく開き、初任給と定年退職前の給料とでは120%もの違いが認められる。

(答案、レポートなどの) 添削、採点

中等教育の場合では授業時間は短縮され、給料は増加する。このことは学習過程が進むにつれて授業の準備と採点などに要する時間と手間がかかる割合が増えることから当然といえる。授業時間は、労働時間と授業時間がはっきり区別されているデンマーク、オランダ、イギリスを除いて多くの国で減少していることが確認される。このように、デンマークの教員にはリセで年間1,680時間の労働時間が義務づけられ、その中の750時間が授業時間である。これに対して、例えばフランスでは630時間、イタリアでは612時間である。

しかし、中等教育過程の教員の授業時間には依然として国によって大きな格差がある。週間授業時間についてみると、最高でドイツの27～28時間から、フランス、スペイン、イタリアの18時間、最低ではギリシャの15時間45分という現状である。ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガルの4カ国においては、教員生活を終える時期には授業時間は減少していて、ポルトガルでは、「中等教育の教員は教員生活の終わる時期には若い同僚より40%も少ない時間」と文部省のまとめで特に強調している。この授業時間の差よりも、給料は国によってさらに大きく異なっている。教育が上級に進むにしたがって、その額は増加する。ギリシャ、ポルトガル、イギリス——こ

国際・国内動向

これらの国は同様の方法で給与を決めているのだが——を例外として、ほとんどすべての国で、初等教育段階よりも中等教育段階の教員に高給を支出している。リセの教員では定年退職前の年収が最高のオーストリアの236,650フランから最低のギリシャの103,500フランとなっている。まとめの対象となった13カ国（すべてのデータが入手できなかった）の中でフランスは年収141,050フランとして第7位と考えられる。しかし、この数字が中等教員²⁾だけでなく、上級教員のことも考慮されていないとすれば、これにさらに上乘せする必要があるだろう。

（『ル・モンド』1998年5月20日付より）

（訳注）

1) リセとはフランスの国立高等学校。1975年に再編された中等教育の後期教育過程。これには大学進学をめざす3年制の長期コースと職業教育を行う2年制の短期コースがある。

なお、ついでに、初等教育は6～11才までの5年間、中等教育は11～15才までの前期と、15～18才までの後期に分かれ、その中でも前記のように職業教育は2年間（15～17才）となっている。（『ロベール仏和大辞典』小学館、『クラウン仏和辞典』三省堂）

2) certifiéは中等教免状取得者で、「中等教員」とした。agrégéは中等教育後期の学校であるリセ以上、つまり（リセ・国立大学）教授資格者で、「上級教員」とした。

男女共同参画社会基本法(仮称)の制定について

大塚 明子

はじめに

橋本前総理大臣は、98年2月の142国会施政方針演説において、男女共同参画社会基本法案を次期通常国会に提出することを表明した。

これに先がけ、総理大臣は97年6月、「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」について男女共同参画審議会（以下「共同参画審議会」という。）に諮問し、その中で基本法の原案が同審議会基本問題部会で検討され、98年6月に基本問題部会の「男女共同参画社会基本法（仮称）の『論点整理』」（以下「論点整理」という。）として公表された。同部会は、この基本法が、「社会の在り方そのものに関わり、今後のわが国の変革の柱の一つと成るものである」として、「論点整理」について自治体や民間団体、国民各層から意見を求めた。10月中旬に基本問題部会報告を決定し、審議会答申を経て法案提出に向けた作業がいま進められている。

男女共同参画社会基本法案作成に至る経緯

男女共同参画社会実現の活動は、国連が提唱した1975年「国際婦人年」の「世界行動計画」の目標を各国が達成するため、我が国でも内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部（以下「企画推進

本部」という。）が設置され、77年に「国内行動計画」を策定したことに始まる。これ以降、4回の世界女性会議等において採択された国際文書（「世界行動計画」の実施状況の検討や評価、目的達成に向けた戦略等、最も基本的なものは、79年に採択された、いわゆる「女子差別撤廃条約」。）の規制を受けながら、日本における男女平等・女性の地位向上対策が進められた。その取り組みの中で特筆的なことは、85年のいわゆる「男女雇用機会均等法」の成立であろう。

「企画推進本部」は、78年に第1回の国内行動計画に関する報告書「婦人の現状と施策」を作成して以来、98年7月までに通算11回の報告書を作成・公表した。その間、85年世界会議の「ナイロビ将来戦略」を受け、87年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」へと行動計画の第1次改定を行った後、97年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」を受けての新しい行動計画が検討された。

これに先立つ94年には、国内本部機構の充実を図るため、「企画推進本部」を改組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置、総理大臣の諮問機関として「共同参画審議会」が初めて設置された。そして同年、同審議会